

令和5年度第1回労使間意見交換会

議 事 要 旨

1 日 時：令和5年9月21日（木）9：59 ～ 11：23 （84分）

2 会 場：統計部第3・4会議室（北別館1階：ドアNo.112）

3 出席者：

農林水産省	河 南 健	大臣官房秘書課長
同	高 橋 一 郎	大臣官房予算課長
同	横 田 正 明	大臣官房地方課管理官
同	清 水 浩 太 郎	大臣官房環境バイオマス政策課長
同	尾 崎 道	大臣官房新事業・食品産業部 新事業・食品産業政策課長
同	玉 原 雅 史	大臣官房統計部管理課長
同	平 中 隆 司	消費・安全局総務課長
同	伊 藤 優 志	輸出・国際局総務課長
同	川 本 登	農産局総務課長
同	山 里 直 志	農村振興局総務課長
同	今 野 聡	農林水産技術会議事務局研究調整課長
同	望 月 健 司	林野庁林政課長
同	河 村 仁	水産庁漁政課長
同	大 坂 浩 之	大臣官房秘書課人事調査官
同	三 宅 建 史	大臣官房秘書課人事企画官
全農林労働組合中央本部	渡 邊 由 一	書記長
同	村 上 嘉 則	財政局長
同	立 花 賢 司	組織教宣部長
同	関 真 寿	調査交渉部長（非現業担当）
同	轟 政 浩	調査交渉部長（独法担当）

（三宅秘書課人事企画官）

ただいまから、令和5年度第1回労使間意見交換会を開催する。

開会に当たり、河南秘書課長から今回の労使間意見交換会の趣旨について説明する。

（河南秘書課長）

本日は、「令和6年度農林水産予算概算要求の概要」と「令和6年度組織・定員要求」を議題として労使間意見交換会を開催する。

いずれの議題も重要な案件であり、有意義な意見交換としたいので、御協力をお願いする。

(三宅秘書課人事企画官)

本日は2つの議題があるため、2部構成で実施することとしたい。

本日の配付資料は、第1部の資料として「令和6年度農林水産予算概算要求の概要」、第2部の資料として「令和6年度組織・定員要求について」である。

これらの資料については、議事要旨とともに農林水産省ホームページと職員掲示板に掲載するので、予め承知願いたい。

それでは、まず、「令和6年度農林水産予算概算要求の概要」について、意見交換を始める。

まず、第1部の出席者を紹介する。

当局側として、河南秘書課長、高橋予算課長、清水環境バイオマス政策課長、尾崎新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課長、玉原統計部管理課長、平中消費・安全局総務課長、川本農産局総務課長、山里農村振興局総務課長、今野農林水産技術会議事務局研究調整課長、望月林野庁林政課長、河村水産庁漁政課長、大坂秘書課人事調査官、それに秘書課人事企画官の三宅である。

職員団体側として、渡邊書記長、村上財政局長、立花組織教宣部長、関調査交渉部長（非現業担当）、轟調査交渉部長（独法担当）である。

それでは、「令和6年度農林水産予算概算要求の概要」について、高橋予算課長から説明させていただく。

(高橋予算課長)

令和6年度農林水産予算概算要求について説明する。

まず、白本の6頁「概算要求の骨子」を御覧いただきたい。

概算要求の総額は対前年度比120.0%の2兆7,209億円としており、予算総額のうち、公共事業費は119.1%の8,317億円、非公共事業費は120.3%の1兆8,892億円としている。

7頁は公共事業費の一覧である。

農業農村整備、林野公共、水産基盤整備について、対前年度比119.8%の要求額としている。

続いて、概算要求のポイントを説明する。8頁を御覧いただきたい。

「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づく5つの柱立てと林野・水産を合わせた7つの柱立てで整理している。

8頁から20頁の「I 食料の安定供給の確保」については、水田での戦略作物の本作化、米粉の特徴をいかした新商品開発、品目ごとの生産性向上や販売力強化、食料・生産資材の安定的なサプライチェーンの確保、堆肥等の国内資源の肥料利用拡大、耕畜連携等による国産飼料の生産・利用拡大、マーケットインによる海外での販売力の強化、適正な価格形成の推進、パレット化、物流拠点の整備等による物流2024年問題への対応、食品アクセス確保に向けた体制構築、食品産業での国産原材料の活用促進等に必要な予算を要

求している。

21 頁から 28 頁の「Ⅱ 農業の持続的な発展」については、地域計画の実現に向けた農地の受け皿となる者の確保、新規就農の推進、農地の大区画化や汎用化・畑地化、農業水利施設等の適切な保全管理、スマート農業技術の開発・実用化、鳥インフルエンザに対応した農場の分割管理等に必要な予算を要求している。

29 頁から 30 頁の「Ⅲ 農村の振興」については、農山漁村発イノベーションの推進、農村 RMO の形成、鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進等に必要な予算を要求している。

31 頁から 34 頁の「Ⅳ みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化」については、環境負荷低減と高い生産性を両立する新品種・技術の開発、グリーンな栽培体系への転換、有機農産物の生産・需要拡大等に必要な予算を要求している。

35 頁の「Ⅴ 多面的機能の発揮」については、日本型直接支払による多面的機能の維持・発揮のための共同活動や中山間地域での農業生産活動継続への支援等に必要な予算を要求している。

36 頁から 38 頁の「Ⅵ 新たな花粉症対策の展開と森林・林業・木材産業によるグリーン成長」については、花粉発生源対策としてのスギ人工林の伐採・植替え、花粉の少ない苗木の増産、路網の整備・機能強化等に必要な予算を要求している。

39 頁から 43 頁の「Ⅶ 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化」については、漁獲対象魚種・漁法の拡大転換、養殖転換など海洋環境の変化に対応した新たな操業・生産体制への転換等に必要な予算を要求している。

また、国土強靱化、TPPのほか、食料安全保障の強化に向けた対応に係る経費については、事項要求とし、予算編成過程で検討することとしている。

以上が、令和6年度概算要求に係る説明である。

(渡邊書記長)

8月31日に農林水産省が決定した2024年度の予算概算要求については、食料・農業・農村基本法の見直しの検討がすすめられるなか、「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」を踏まえ、7本の柱を中心に2兆7,209億円、対前年比120%の要求となっており、基本法の見直しを見据えた政策等に必要な予算と受け止めている。

持続可能な農林水産業の確立に向けた施策の確実な実施及び各所管独立行政法人における第5期中長期目標・計画等の着実な推進、それらを支える組合員の雇用と労働条件の確保に必要な予算となることから、満額確保に向け最大限の対応を求める。

私からは以上を申し上げ、今回の概算要求の内容について、それぞれ担当より伺う。

(関調査交渉部長)

まずは、「総論」についてである。

「令和6年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」では、義務的経費を削減した場合には同額を裁量的経費で要求可とされているなかで、農林水産予算概算要求の総額は対前年比120.0%となっているが、人件費予算などの義務的経費は十分な要求となっているのか。また、業務遂行に必要な超過勤務手当や旅費、庁費などは、十分な要求となっているのか。特に光熱費を始め物価上昇を見据えた要求となっているのか。さらに、定年の段階的引上げに伴う定年前再任用を含む短時間再任用に必要な人件費予算を要求しているのか。

（高橋予算課長）

義務的経費は、前年度から1,793億円増の7,832億円を要求しているところであり、人件費や庁費等のコストについて必要額を要求している。

なお、光熱費を始めとした物価の急激な上昇によるコスト増については、「食料安全保障の強化に向けた対応に係る経費」として事項要求で読み込むことも含め、予算編成過程で柔軟に対応していく。

さらに、定年前再任用を含む短時間再任用に必要な人件費についても、実態を踏まえて必要な予算を要求している。

（関調査交渉部長）

「基本方針2023」及び「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」等を踏まえた重要な政策について、「重要政策推進枠」を措置するとしているが、農林水産省における具体的な要望額はどのようになっているのか。

（高橋予算課長）

農林水産関係の概算要求額2兆7,209億円のうち、「重要政策推進枠」に当たる要望額は5,003億円であり、その内容は「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に関係する予算などである。

（関調査交渉部長）

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に係る経費、「総合的なTPP等関連政策大綱」を踏まえた農林水産分野における経費、「食料安全保障強化政策大綱」を踏まえた食料安全保障の強化に向けた対応に係る経費については、予算編成過程で検討するとしているが、いつ頃とりまとめるのか。また、その予算規模や特徴など、どのように考えているのか。

（高橋予算課長）

国土強靱化対策や食料安全保障の強化に向けた対応に係る経費については、今後の政府・与党内の議論を踏まえ、また、TPP等を踏まえた経費については、これまでの実績の検証や協定の発効後の動向等を踏まえ、それぞれ、今後検討されていくものである。

このため、取りまとめの時期や予算規模等は現時点で見通せる段階にないが、機会を逃さず、必要な予算の確保に努めてまいりたい。

（関調査交渉部長）

国内肥料資源利用拡大対策について、肥料の国産化に向けて、畜産由来の堆肥や下水汚泥資源などの国内資源の肥料利用を推進するため、肥料の原料供給事業者、肥

料製造事業者、肥料利用者の連携づくりや施設整備等を支援するとともに、価格転嫁が間に合わない場合に必要となる肥料価格急騰対策に関する調査等を実施するとして新規に予算要求しているが、地方農政局等及び地域拠点はどのように関わるのか。

（川本農産局総務課長）

本事業は、令和4年度第2次補正予算における「国内肥料資源利用拡大対策」の後継事業となっており、地方農政局等及び地域拠点では、管内関係事業者への周知、事業実施計画書の審査、補助金の交付手続など基本的に同様の関わり方を想定している。今後、概算決定後には、本省においてもweb事業説明会等を行うとともに、事務の効率化等により地方農政局等の負担軽減を図ってまいりたい。

なお、肥料価格急騰対策に関する調査については、本省直轄の公募となるため、地方農政局等及び地域拠点の大きな関わりはないものと考えている。

（関調査交渉部長）

持続可能な食品流通総合対策事業について、喫緊の課題である「物流の2024年問題」に対処するとともに、今後の労働力不足や将来のフィジカルインターネット物流に対応しうる新たな食品流通網を構築するため、多様な関係者が一体となった取組を支援するとして新規に予算要求しているが、地方農政局等及び地域拠点はどのように関わるのか。

（尾崎新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課長）

「持続可能な食品流通総合対策事業（30.5億円）」は、物流の標準化、デジタル化等に必要なソフト面の実装や物流の自動化、省力化、品質管理に必要な設備機器の導入を行う「1. 物流生産性向上推進事業（5.5億円）」と、中継共同物流拠点となるストックポイントの整備を行う「2. 中継共同物流拠点施設整備事業（25.0億円）」で構成されるものである。

多くの事業メニューについては、これまでも実施してきたが、今回は予算額も大きく、新規事業として地方の事業実施主体等に十分に理解を得て、一層有効に活用される事業にしたい。

地方農政局等及び地域拠点には、これまで同様に本省と連携の上、各地方・各地域で関係者の理解がさらに広がるよう、新規事業の周知活動や地域からの相談対応等をお願いしたい。

（関調査交渉部長）

買い物弱者、経済的弱者への食品アクセスの確保について地域の関係者が連携して食品アクセスの確保に取り組む体制の構築を支援するとともに、地域で活動するフードバンクやこども食堂等の食品アクセス支援団体の活動、ラストワンマイル配送に向けた物流体制の構築、フードバンク等を通じた食品ロスの削減等を支援するとしているが、地方農政局等及び地域拠点はどのように関わるのか。

（平中消費・安全局総務課長）

いずれの事業も、本省が直接採択あるいは本省が委託した事業者等が採択するものである。なお、地方農政局等及び地域拠点にも協力をお願いしたいと考えており、地方課とも

連携しながら、情報共有に努めてまいりたい。

（関調査交渉部長）

経営所得安定対策のうち、経営所得安定対策等推進事業等は、業務の見直し等が進められるなかで 0.31 億円の増加に留まっているが、十分な予算要求となっているのか。経営所得安定対策の推進に支障は生じないのか。

（川本農産局総務課長）

経営所得安定対策等推進事業等については、農業再生協議会等の負担軽減となるよう業務の見直し等を引き続き進めるとともに、円滑に事務・事業を遂行できるよう昨年と同様に必要額を確保してまいりたい。

（轟調査交渉部長）

スマート農業の総合推進対策のうち、スマート農業の社会実装を加速化するための総合的な事業について、農研機構の役割に変更はないのか。また、2023 年度予算（12 億円）と 2022 年度第 2 次補正予算（44 億円）の合算額よりも大幅に減額した要求額となっているが、昨年度の予算で重点化した、これまでの実証から不足する技術の開発や実証成果の横展開などを進めるうえで十分な予算要求となっているのか。

（今野農林水産技術会議事務局研究調整課長）

農研機構の役割については、スマート農業の総合推進対策のうち「次世代スマート農業技術の開発・改良・実用化」では生物系特定産業技術研究支援センターにおいて資金配分機関としての役割を担うこと、「戦略的スマート農業技術の実証・実装」については農研機構が実施主体としての役割を担うことを想定しており、これまでと同様である。

また、スマート農業の総合推進対策については拡充要求しており、特に「次世代スマート農業技術の開発・改良・実用化」については、現場ニーズが高いものの技術的障壁が高いために開発が遅れている品目・分野の新技术の開発を推進するため 20.5 億円を拡充要求するほか、実証の継続課題分の予算を要求するなど、スマート農業の社会実装の加速化に必要な予算を要求している。

（轟調査交渉部長）

農林水産研究の推進について、民間団体等への委託となっているが、特に研究開発については、農研機構が主体的に進めるものもあると考えるが、農研機構はどのような役割を担うのか。事業内容では林業・漁業に関する研究も含まれているが、水研教育機構や森林研究・整備機構が担う役割はあるのか。また、本事業を円滑に推進するための要求となっているのか。

（今野農林水産技術会議事務局研究調整課長）

農林水産研究の推進について、本事業は課題ごとの公募により実施機関を決めるものであり、公募により農研機構が採択された場合には事業実施を担っていただくことになる。水研教育機構や森林研究・整備機構も同様である。また、本事業を円滑に推進するために、課題ごとに一般管理費も含めた額を要求している。

（轟調査交渉部長）

農業関係試験研究国立研究開発法人の機能強化について、事業内容ではスマート

農業技術や産学官連携機能の強化のための施設整備があげられているが、特定の目的の施設に限られるのか。

（今野農林水産技術会議事務局研究調整課長）

法人の施設整備費のうち産学官連携機能の強化のための施設整備については、農研機構の有する設備等を産学官が連携して利用できるようにするため、スマート農業技術や品種開発に関連する施設整備に係る経費を要求している。

（轟調査交渉部長）

スタートアップへの総合的支援については、大幅な増額要求となっているが、資金配分機関としての生物系特定産業技術研究支援センターの業務量も大幅に増加するのではないかと。本事業のほか、「74 ムーンショット型農林水産研究開発事業」など、大きな予算を扱う資金配分機関としての生物系特定産業技術研究支援センターの機能・推進体制の強化は継続的な課題となってきたが、そのための予算も要求しているのか。

（今野農林水産技術会議事務局研究調整課長）

農林水産・食品産業において新たな技術開発・事業化を担うスタートアップや若手人材の発掘の支援を強化するため、「スタートアップへの総合的支援」を拡充要求しており、併せて、当該事業を円滑に執行できるよう推進事務費を要求している。

生物系特定産業技術研究支援センターにおいては、当該事業を含む多くの予算を扱う資金配分機関として重要な役割を担っていると認識している。資金配分機関としての役割が十分に果たせるよう、推進事務費等の予算の確保に努めてまいりたい。

（関調査交渉部長）

植防疫所の検疫事業費についてである。

植物防疫重要病害虫侵入・再発防止対策事業費が拡充されているが、調査用資材や初動防除用資材の購入経費については、物価上昇のなかで十分な予算要求となっているのか。

（平中消費・安全局総務課長）

令和5年度から侵入調査の対象病害虫が大幅に増加したこと、また、近年増加しているミカンコミバエの飛来に備えた防除用薬剤等の購入のための増額要求である。

要求額は、現在の販売価額から算出しており、十分な要求内容になっていると認識している。

（関調査交渉部長）

次に、P R A実施の推進事業費が拡充されているが、ロボティック・プロセス・オートメーションの活用は、各植物防疫所で行うのか。

（平中消費・安全局総務課長）

横浜植物防疫所リスク分析部でのみ活用を考えている。

（関調査交渉部長）

次に、輸出検疫手続等の効率化推進事業費が新規に要求されているが、植物の輸

出検査にリモート技術検査を導入することにより輸出検査はどの程度効率化されるのか。

（平中消費・安全局総務課長）

今回の予算要求では、人工知能や情報通信技術により、リモート検査技術の確立と実証を目指すものであり、これにより、現場に出向いて検査する必要がなくなるものもあるため、検査が効率化されるものと認識している。

（轟調査交渉部長）

牛個体識別台帳システム信頼性確保対策事業について、牛個体識別台帳システムは家畜改良センターが管理しているが、牛個体識別情報の精度向上と監視・指導業務の効率化を図るため届出システムの改修等を行うことにより、具体的にはどのような課題改善が図られるのか。

（平中消費・安全局総務課長）

本事業では、牛の管理者が利用する届出システムを改修して、届出エラーの発生を可能な限り減少させ、牛個体識別情報の精度を向上することを目的としており、これにより、地方農政局等職員が行っている、届出エラーに対する監視業務を効率的かつ効果的に実施できるものと考えている。

（関調査交渉部長）

農業農村整備事業〈公共〉においては、昨年度に引き続き大幅な増額要求となっているが、人員が少ないなかで超過勤務が常態化している。超過勤務の縮減が政府全体の重要課題となっているなか、工事及び監督事務の発注や非常勤職員の雇用など、業務の簡素・合理化等に必要な予算を要求しているのか。また、必要な超過勤務予算は要求しているのか。

（山里農村振興局総務課長）

令和6年度農業農村整備事業関係予算のうち国営土地改良事業に係る予算については、事業の着実な推進を図る観点から前年度比120.1%の2,079億円を要求している。

また、国営土地改良事業所における業務の合理化等を図るため、現場技術業務による工事の発注、監督事務の支援や非常勤職員の雇用等に必要な予算額を要求するとともに、超過勤務手当については、国営事業所の業務実態等を踏まえ、業務遂行に必要な予算を要求している。

（関調査交渉部長）

みどりの食料システム戦略推進総合対策について、みどりの食料システム戦略及びみどりの食料システム法に基づき、モデル地区を創出するとともに、関係者の行動変容と相互連携を促す環境づくりを支援するとして23.04億円が増額されているが、地方農政局等及び地域拠点の関わりに変更はあるのか。

また、本事業については、都道府県あるいは民間団体等が主体となって進めることになっているが、農研機構が新たに担う役割はあるのか。

（清水環境バイオマス政策課長）

みどりの食料システム戦略推進総合対策は、令和5年度当初予算の7億円に加えて、令

和4年度補正予算でも30億円確保しており、当初と補正で一体的に取り組んでいるところ、令和6年度予算に際しても同様の考え方で要求していく。

地方農政局等及び地域拠点には、モデル地区の創出や関係者の行動変容と相互連携に向けて、支援策の周知や事例の収集・情報提供、相談対応等に取り組んでいただいているところであり、こうした役割に変更はない。

また、農研機構に期待する役割としては、これまでも各種技術実証等で、技術的な面から個別に御協力をいただいております、役割に変更はない。

(轟調査交渉部長)

新たな花粉症対策の展開のうち、花粉の少ない苗木の生産拡大については、原種苗木の増産に向け森林研究・整備機構による原種増産施設等の整備を支援するとしているが、施設整備のための十分な要求となっているのか。また、本事業を円滑に推進するために必要な予算要求額となっているのか。

(望月林野庁林政課長)

花粉の少ない苗木の生産拡大には、森林研究・整備機構による原種苗木の増産が必要不可欠であることから、原種増産施設等の新規増設に必要な予算を要求している。

また、花粉の少ない苗木の生産拡大を円滑に推進するため、都道府県等による採種園等の造成・改良や、苗木生産事業者によるコンテナ苗生産施設の整備への支援、さらに細胞増殖技術を活用した苗木大量増産技術の開発への支援に必要な予算をあわせて要求している。

(轟調査交渉部長)

林業のデジタル化・イノベーションの推進について、本事業の森林資源デジタル化推進対策について、農業分野では農林水産省がWAGRIの立ち上げを主導した上で農研機構が運用を行っているが、本事業に森林研究・整備機構が担う役割はあるのか。

(望月林野庁林政課長)

森林資源デジタル化推進対策は、航空レーザ計測による森林資源情報のデジタル化を進める都道府県等向け補助事業に加え、令和6年度は、全国の森林情報を一元的に閲覧・取得できるデータプラットフォームの構築等を検討する委託事業を要求している。

データプラットフォームの構築等については、民間や行政の既存のサービスとの連携なども検討することとしており、森林研究・整備機構にも相談しながら、方向性を検討していきたいと考えている。

(轟調査交渉部長)

水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化についてである。水産資源調査・評価推進事業等について、水産資源調査において水研教育機構の漁業調査船「蒼鷹丸」の代船を建造することとしているが、代船建造予算は十分な要求となっているのか。

また、高まる水産資源調査のニーズへ対応し、確実かつ効率的な調査を遂行するためには調査船調査が不可欠であるが、老朽化する水研教育機構船の計画的な修繕費、ドック経費などは確保されているのか。

(河村水産庁漁政課長)

漁業調査船「蒼鷹丸」の代船建造の予算については、代船の規模等に見合うものとして必要な額の要求を行っている。

また、ドック予算及び消耗・老朽部品等の交換・修理などに必要な予算については、令和6年度当初予算において、船舶の運航及び安全性に支障がないよう、必要な予算の確保に努めてまいりたい。

(関調査交渉部長)

外国漁船対策等についてである。

悪質かつ巧妙化する外国漁船の違法操業等に対して、我が国周辺水域での水産資源の管理徹底及び公海での国際ルールの遵守徹底のため、万全な漁業取締りを実施するなどとして35.21億が増額されているが、最新の取締機器の充実や船舶設備の整備・更新、燃油等の運航経費について、物価上昇のなかで十分な予算要求となっているのか。

(河村水産庁漁政課長)

令和6年度の漁業取締予算については、令和元年度から令和4年度にかけて増強し、我が国周辺水域で取締活動を実施している漁業取締船等について、最新の取締機器の充実、燃油価格や物価が高騰する中でも適時に確実に派遣するための運航経費、安全に業務を遂行するための整備費・修繕費など、万全な漁業取締りを実施するために必要な予算を要求している。

(轟調査交渉部長)

スマート水産推進事業等について新規要求となっているが、試験研究、データ収集の利活用やトレーサビリティ支援システムの開発等に水研教育機構が担う役割はあるのか。

(河村水産庁漁政課長)

本事業においては、水産庁計上分とは別に、漁獲情報の収集・TAC/IQ管理・資源評価の高度化に対応したシステムの運用・最適化等を実施する「スマート水産業推進事業」をデジタル計上分として継続要求しており、これまでも水産研究・教育機構が共同実施機関として参画しているところである。

(関調査交渉部長)

統計関係についてである。

農林水産統計の効率化に係る業務全般の見直しを図るとして、民間委託の導入を含めた新たな調査手法の開発・実証などに3.57億円が増額されているが、見直しの着実な推進に必要な予算要求となっているのか。

(玉原統計部管理課長)

統計見直しについては、新手法の導入等による調査の効率化、調査項目の簡素化と併せた民間委託の推進・拡大、拠点業務の農政局本局への集約を内容とした業務全般の見直しを推進しているところである。

令和6年度要求は、農畜産物生産費統計について税務申告情報等を活用した調査手法の開発や職員等による調査客体への訪問・聞き取りを要しない調査方式の実証、作

物統計調査について実地調査や職員等の現場巡回等を要しない調査方式の実証などに必要な予算を要求している。

（関調査交渉部長）

次に、データ等に基づく政策立案支援の推進として、従来の統計データと現行の統計調査では把握しきれない農林漁業者等の意識・意向調査やビッグデータ等の新たなデータソースを組み合わせた分析を、本省及び地方組織において実施するとしているが、具体的な意識・意向調査の内容や方法、どのようなビッグデータの活用を考えているのか。また、地方組織には地域拠点も含まれるのか。

（玉原統計部管理課長）

令和6年度における意識・意向調査の具体的な内容やビッグデータの活用については、今後本省・地方組織において政策担当部局や地方自治体等からの要望に応じて対応することとしている。

また、本省、地方農政局等での民間委託による実施を予定しており、地域拠点における意識・意向調査の実施やビッグデータの活用については想定していない。

（轟調査交渉部長）

独立行政法人の運営費交付金等についてである。

所管6法人の運営費交付金の概算要求について、各法人の研究・業務に必要な人件費、業務経費、老朽化した施設、機械や研究機器の更新に係る経費など、法人の意向を踏まえた満額の要求となっているのか。特に、光熱費や諸物価高騰に伴う経費増を踏まえた要求となっているのか。さらに、今年度から定年の段階的引上げが実施され、人件費予算の確保が重要となるが、必要な予算は満額要求しているのか。

（今野農林水産技術会議事務局研究調整課長）

所管法人の運営費交付金については、中長期計画等の達成に向け各法人の業務に支障がないよう、当該年度の業務状況に応じた所要の経費や人件費など必要な額を計上しており、光熱水料等の高騰分や定年の段階的引上げの実施に係る経費についても、各法人からの要望を踏まえ必要な額を計上している。

（轟調査交渉部長）

独立行政法人の運営費交付金について、この間、運営費交付金に係る「効率化係数」の廃止・除外経費等の拡大を求めてきたが、どのような要求となっているのか。

（今野農林水産技術会議事務局研究調整課長）

農林水産省が所管する6法人については、平成13年度の独立行政法人化以降、累次の中長期目標等の改定の中で効率化目標を定めてきている状況に鑑み、引き続き効率化目標を盛り込みつつ、必要な業務経費の確保を行うべく要求している。具体的には、各年度の業務の状況に応じて必要な経費を計上するとともに、法人ごとに状況に応じて知財収入等の自己収入のうち控除対象外となる項目及び効率化係数の適用除外となる経費の範囲の拡充などについて要求しているところである。

（轟調査交渉部長）

所管6法人の施設整備費補助金について、法人からの要求を踏まえた要求額となっているのか。

(今野農林水産技術会議事務局研究調整課長)

所管法人の施設整備費補助金については、各法人からの要望を踏まえ、各法人における事務・事業の円滑な推進に向け、優先順位の高いものから計画的に整備が進められるよう、必要な予算額を要求している。

(轟調査交渉部長)

同一労働同一賃金を含む働き方改革関連法等により、非常勤職員等に対して国においては職員と同様の一時金の支給及び賃金改定がされているなかで、所管5法人においては、初年度となる2020年度から予算の確保状況が異なってきたが、各法人からの要求を踏まえた要求額を満額計上しているのか。特に、農研機構においては、これまで、非常に厳しい査定減額を受けた経緯があり、2024年度予算概算要求の満額確保に向け、最大限の対応を求める。

(今野農林水産技術会議事務局研究調整課長)

非常勤職員等の雇用・賃金の対応については、各法人において判断されるものであるが、概算要求に当たっては、各法人からの要望を踏まえ必要な予算額を要求しており、厳しい財政状況の中ではあるが、必要な経費の確保に努めてまいりたい。

(轟調査交渉部長)

これまで、農研機構ではフルタイム・短時間再雇用に係る人件費の満額確保を求めてきたが、法人の意向に基づく要求となっているのか。また、運営費交付金について、これまで非常に厳しい査定減額を受けた経緯があることから、2024年度予算概算要求の満額確保に向け、最大限の対応を求める。

(今野農林水産技術会議事務局研究調整課長)

令和6年度概算要求における農研機構の再雇用職員の雇用に要する経費については、農研機構からの要求額を満額計上している。

また、農研機構の運営費交付金等については、厳しい財政状況の中ではあるが、必要な経費の確保に努めてまいりたい。

(三宅秘書課人事企画官)

以上をもって、第1部を終了する。

当局側として第1部のみの対応となる高橋予算課長、玉原統計部管理課長、今野農林水産技術会議事務局研究調整課長は退席する。

退席：高橋予算課長、玉原統計部管理課長、
今野農林水産技術会議事務局研究調整課長
新規着席：横田地方課管理官、伊藤輸出・国際局総務課長

それでは、第2部を始める。まず、第2部のみの出席者を紹介する。当局側として、横田地方課管理官、伊藤輸出・国際局総務課長である。

「令和6年度組織・定員要求」について、説明させていただく。

お手元の「令和6年度組織・定員要求について」を御覧いただきたい。

令和6年度組織・定員要求については、「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」を踏まえ、持続可能で強固な食料供給基盤の確立のため、食品アクセス確保、食料安定供給に向けた構造転換、農業の持続的発展、農村の活性化等の農林水産行政をめぐる諸課題に的確に対応するため、大きく3つの観点から要求を行っている。

1点目は、持続可能で強固な食料供給基盤の確立に向けた体制の強化についてである。

①については、円滑な食品アクセスの確保を図るため、関係府省と連携の下、フードバンク、こども食堂等の食料提供を担う団体に対する支援を始めとした地域での取組を推進する体制を強化するとともに、物流の生産性向上のための施策推進等を担う物流生産性向上推進室（仮称）を新事業・食品産業部食品流通課に設置する要求を行っている。

②については、食料安定供給確保に向けた構造転換を図るため、麦・大豆の増産を推進する体制を強化するとともに、食品産業における国産原材料への切替え・利用を推進する国産切替推進室（仮称）を新事業・食品産業部食品製造課に設置する要求を行っている。

③については、人口減少下において生産性の高い食料供給体制を確立するため、多様な農業経営体に対して農業関連サービスを提供する事業者の育成を推進する農業支援サービス推進調整官（仮称）を農産局技術普及課に設置する要求を行っている。

④については、農村の活性化を図る上で重要な「しごと」「くらし」「活力」「土地利用」の観点から、関係府省と連携の下、関連施策の総合的企画・立案、調整及び推進を担う農村活性化推進室（仮称）を農村振興局農村計画課に設置する要求を行っている。

⑤については、日本産農産物・食品の輸出促進及び「みどりの食料システム戦略」に係る現場段階での一段の取組促進を図るため、輸出対策推進官（仮称）及び持続的食料システム戦略推進官（仮称）を地方農政局等に設置する要求を行っている。

2点目は、花粉発生源対策の推進と林業の成長産業化の実現に向けた体制の強化についてである。

スギ人工林の伐採・植替え等の加速化等の花粉発生源対策を強力に推進するため、花粉発生源対策調整官（仮称）を森林整備部森林利用課に設置する要求を行っている。

3点目は、適切な資源管理を通じた水産業の成長産業化の実現に向けた体制の強化についてである。

①については、国際社会から厳格な資源管理体制が求められる中、不正な行為を防止するため、漁獲管理官（仮称）を資源管理部に設置する要求を行っている。

②については、改正漁港漁場整備法も踏まえ、海業の推進や漁港の活用促進を着実に実施するため、計画・海業推進課（仮称）を漁港漁場整備部に設置する要求を行っている。

定員要求数については、期限付き30人を含む前年度と同数の410人を要求しており、その内訳は、持続可能で強固な食料供給基盤の確立に向けた体制の強化関連が238人、花粉発生源対策の推進と林業の成長産業化の実現に向けた体制の強化関連が71人、適切な資源管理を通じた水産業の成長産業化の実現に向けた体制の強化関連が50人、そのほか、デジタル変革等の推進体制の整備、国庫帰属土地制度に係る体制整備等の要求が51人となっている。

なお、地方出先機関に関しては、地方農政局・北海道農政事務所における要求数について、前年度の221人を上回る過去数年で最も多い224人となっている。

(渡邊書記長)

今回の組織・定員要求については、「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」を踏まえ、本省と地方組織が一体となった体制整備を図るなど、農林水産施策を円滑に推進するために必要な組織・定員要求との説明であったが、国民のいのちと暮らしを守る農林水産行政を円滑かつ的確に推進するためには、十分な人員を確保することが必要である。特に、食料安全保障を確立するためには、生産を支える担い手の育成・確保や農地の保全・管理が急務であり一朝一夕にはできないことから、食料・農業・農村基本法の見直しを背景にこれまで以上の増員要求を行う千載一遇の機会と捉え、当局には積極的かつ最大限の対応を求めるとともに、私たちとしても様々な取組を行ってきたが、前年度と同数となったことは非常に残念な結果と言わざるを得ない。このことを冒頭に指摘し、具体的内容について、担当より伺う。

(関調査交渉部長)

2024年度組織・定員要求についてである。

持続可能で強固な食料供給基盤の確立のため、食品アクセスの確保、食料安定供給に向けた構造転換、農業の持続的発展、農村の活性化等の農林水産行政をめぐる諸課題に的確に対応するための所要の体制整備について示されているが、PR版以外の本省や地方組織における部や課等の組織改編などの要求はどのようになっているのか。

(三宅秘書課人事企画官)

機構要求については冒頭説明した要求のみであるが、その他組織に関する要求では、地方農政局にみどりの食料システム戦略を総括する体制を整備するため、新たに、生産部環境・技術課(仮称)を設置する要求を行っている。環境・技術課(仮称)においては、現行の生産部生産技術環境課の業務のほか、みどりの食料システム戦略に関する業務を一体的に進めるため、現在、生産部生産振興課が行っている環境戦略に係る業務・定員、経営・事業支援部食品企業課が行っているバイオマス及び再生可能エネルギーに係る業務・定員を移管する要求を行っている。

これに伴い、生産部生産技術環境課を廃止することとしている。

また、北海道農政事務所では課等の改編は行わないが、地方農政局と同様にみどりの食料システム戦略に関する業務を一体的に進めるため、現在、生産経営産業部事業支援課が行っているバイオマス及び再生可能エネルギーに係る業務・定員を同部生産支援課へ移管する要求を行っている。

次に、門司植物防疫所福岡支所福岡空港出張所において、業務執行体制の効率化を図るため、福岡空港出張所を廃止し福岡支所福岡空港担当(仮称)とする要求を行っている。

(関調査交渉部長)

今回要求している本省の機構要求の財源について、新規要求なのか。振替要求の場合、地方農政局等からの振替要求を行っているのか。

(三宅秘書課人事企画官)

振替要求を行う本省の機構要求の財源については、地方農政局等からの振替要求によるものではなく、本省庁内の振替要求等となるものと考えている。

(関調査交渉部長)

円滑な食品アクセスの確保を図るため、関係府省と連携の下、フードバンク、子ども食堂等の食料提供を担う団体に対する支援を始めとした地域での取組を推進する体制を強化するとしているが、具体的にはどのような体制強化を考えているのか。地方農政局等及び地域拠点に関する要求も含まれているのか。

(三宅秘書課人事企画官)

食品アクセス問題に関する関係省庁連絡会議の事務局業務、地域の関係者が食品アクセスの確保に取り組む体制構築に対する支援などに必要となる体制を強化するため、本省に2班6名(課長補佐2名・係長4名)の増員要求を行っている。

また、本項目に関連したものとして、政府備蓄米の無償交付については、その制度の周知活動の拡大、増加する交付申請に対応した迅速な事務処理等に必要となる体制強化を図るため本省に専門官1名、各地方農政局等に係長1名の増員要求を行っている。

(関調査交渉部長)

物流の生産性向上のための施策推進等を担う物流生産性向上推進室(仮称)を新事業・食品産業部食品流通課に設置するとしているが、その規模はどのようになっているのか。また、本省の体制強化に伴う地方組織の体制はどのように考えているのか。

(尾崎新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課長)

物流生産性向上推進室(仮称)は、1室長・2班体制となる要求を行っている。

本要求は、本省における施策の企画・立案等の機能強化に向けた体制の見直しであるが、物流生産性向上施策の推進に当たっては、引き続き地方組織とも連携しつつ取り組んでまいりたい。

(関調査交渉部長)

食料安定供給確保に向けた構造転換を図るため、麦・大豆の増産を推進する体制を強化するとしているが、具体的にはどのような体制強化を考えているのか。地方農政局等及び地域拠点に関する要求も含まれているのか。

(川本農産局総務課長)

国産小麦・大豆供給力強化総合対策等関連事業に係る迅速な事務処理や所管都道府県間の産地や実需者の効果的な連携を図るため、本省及び各地方農政局等に係長1名の増員要求を行っている。

(関調査交渉部長)

食品産業における国産原材料への切替え・利用を推進する国産切替推進室(仮称)を新事業・食品産業部食品製造課に設置するとしているが、その規模はどのようになっているのか。また、本省の体制強化に伴う地方組織の体制はどのように考えているのか。

(尾崎新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課長)

1室長・3班・2専門官体制により、食品産業における国産原材料への切替え・利用に

向けた取組を強力に推進していく。

さらに、地方組織においては、各地方農政局等に「課長補佐」「係長」各1名を新規に要求し、体制を強化するところである。

（関調査交渉部長）

人口減少下において生産性の高い食料供給体制を確立するため、多様な農業経営体に対して農業関連サービスを提供する事業体の育成を推進する農業支援サービス推進調整官（仮称）を農産局技術普及課に設置するとしているが、地方組織を含めたその他の体制強化はどのように考えているのか。

（川本農産局総務課長）

人口減少下においても生産性の高い食料供給体制を確立するためには、農業支援サービス事業体の育成・活用が重要であることから、農業支援サービス推進調整官（仮称）の下に、課長補佐1人、専門官1人、係長2人を設置し、農業支援サービス拡大に向けた各種支援策の実施、規制緩和の推進等の業務を円滑に進めるための本省における体制を強化することとしている。

また、地方組織については、既に地方農政局生産技術環境課及び北海道農政事務所生産支援課に課長補佐（新技術実装）及び新技術実装係長を配置し、当該業務を担当しているため、今回は本省の体制強化を図ることとしたものである。

（関調査交渉部長）

農村の活性化を図る上で重要な「しごと」「暮らし」「活力」「土地利用」の観点から、関係府省と連携の下、関連施策の総合的企画・立案、調整及び推進を担う農村活性化推進室（仮称）を農村振興局農村計画課に設置するとしているが、その規模はどのようになっているのか。また、本省の体制強化に伴う地方組織の体制はどのように考えているのか。

（山里農村振興局総務課長）

農村活性化推進室（仮称）については、農村計画課が農村政策全体の企画・立案、調整及び推進の事務を担当するよう農村政策部内の業務分担を見直し、当該事務を所掌する組織として農村政策推進室を改編し設置することとしている。

本要求は、本省における施策の企画・立案等の機能強化に向けた体制の見直しであるが、農村政策の推進に当たっては、引き続き地方組織とも連携しつつ取り組んでまいりたい。

（関調査交渉部長）

日本産農産物・食品の輸出促進及び「みどりの食料システム戦略」に係る現場段階での一段の取組促進を図るため、輸出対策推進官（仮称）及び持続的食料システム戦略推進官（仮称）を地方農政局等に設置するとしているが、ポストの位置付けなど具体的にはどのような体制強化を考えているのか。

（伊藤輸出・国際局総務課長）

日本産農産物・食品の輸出促進については、政府として2025年に2兆円、2030年に5兆円の輸出目標を設定しているところである。

これらの高い目標を実現するためには、地方農政局等においても輸出促進施策を加速化

していく必要がある。

このため、各地方農政局等において、関係部局間の連絡調整及び対外的な意思疎通を円滑に実施することにより、現場段階における輸出促進施策が加速化されるよう、部局横断的な輸出促進施策の実施を指揮する輸出対策推進官（仮称）を局の直下に設置する要求を行っている。

（清水環境バイオマス政策課長）

みどりの食料システム戦略の推進についても、その施策対象は農業生産から食品流通、消費に至る分野横断的な様々な取組が含まれること、技術政策と一体的に現場でのイノベーションの実装を推進していく必要があること等を踏まえ、地方農政局等において、本戦略を総括するため、部局横断的な調整を行う持続的食料システム戦略推進官（仮称）を局の直下に設置する要求を行っている。

（関調査交渉部長）

スギ人工林の伐採・植替え等の加速化等の花粉発生源対策を強力に推進するため、花粉発生源対策調整官（仮称）を森林整備部森林利用課に設置するとしているが、地方組織を含めたその他の体制強化はどのように考えているのか。

（望月林野庁林政課長）

花粉発生源対策を強力に推進するための体制強化として、「花粉発生源対策調整官（仮称）」のほか、林野庁森林整備部森林利用課に「花粉発生源対策推進官（仮称）」及び「花粉発生源対策企画班（仮称）」、「花粉発生源対策推進班（仮称）」を、また、計画課に「森林情報整備・公開調整官（仮称）」を要求している。さらに、国有林の花粉発生源対策に率先して取組むための体制強化として、森林管理局・署において「企画官」等を要求しており、本庁計7ポスト、森林管理局・署計15ポスト、全体としては計22ポストを要求している。

（関調査交渉部長）

国際社会から厳格な資源管理体制が求められるなか、不正な行為を防止するため、漁獲管理官（仮称）を資源管理部に設置するとしているが、地方組織を含めたその他の体制強化はどのように考えているのか。

（河村水産庁漁政課長）

TAC管理の根幹となる漁獲量報告については、大半の漁業関係者の方々には適正に報告していただいているものの、一部には漁獲量を過少に報告し、上限を超過した漁獲物を流通させるといった問題事案が生じているところである。

このような状況は、資源の維持・回復に悪影響を与えることを通じてTAC管理に協力している漁業関係者に不利益を及ぼすだけでなく、国際的にも資源管理システム全体の実効性が問われることとなることから、こうした事案に確実に対処するための体制を整備する必要があり、所要の定員を要求している。

具体的には、水産庁本庁に漁港等に陸揚げされるクロマグロ等の漁獲量を検査するための専門官を配置し、主要な陸揚げ地に専門官を派遣又は駐在することとしている。

(関調査交渉部長)

改正漁港漁場整備法も踏まえ、海業の推進や漁港の活用促進を着実に実施するため、計画・海業推進課(仮称)を漁港漁場整備部に設置するとしているが、その規模はどのようになっているのか。また、水産庁の体制強化に伴う地方組織の体制はどのように考えているのか。

(河村水産庁漁政課長)

改正漁港漁場整備法が令和6年度から施行されることも踏まえ、海業関連の新たな施策や関連する事務を、関係省庁や関係団体等と連携・調整を図りながら、着実に実施、推進できるよう体制を整備するため、漁港漁場整備部において、海業専任の担当者3名(2専門官、1補佐)を増員した上で、計画課を計画・海業推進課(仮称)に再編することとしている。

(関調査交渉部長)

新規増員要求の内訳は、部局・機関別ごとにどのようになっているのか。

また、時限要求は、昨年とほぼ同様の30人としているが、その内訳と理由、時限年次はどのようになっているのか。

(三宅秘書課人事企画官)

部局・機関別ごとの新規増員要求数に関しては、本省庁分は、大臣官房6人、新事業・食品産業部5人、消費・安全局8人、輸出・国際局6人、農産局7人、畜産局6人、農村振興局5人、技術会議事務局1人、林野庁10人、水産庁46人である。また、地方出先機関分は、植物防疫所12人、動物検疫所8人、動物医薬品検査所1人、地方農政局181人、北海道農政事務所20人、事業所23人、森林管理局及び森林管理署61人、漁業調整事務所4人である。

このうち、期限付の要求に関しては、令和10年度末期限となっているものが、森林資源情報の整備・公開の推進のための体制整備で林野庁に1人、国有林野事業の基幹情報システムの公開に向けた体制整備で林野庁に1人、2.4.5-T系埋設除草剤の掘削処理に向けた体制整備で森林管理局に7人、水産流通適正化法の制度施行に伴う体制整備で水産庁に2人、令和15年度末期限となっているものが、花粉発生源対策に係る体制整備で林野庁に4人、森林管理局及び森林管理署に15人の合計30人である。

(関調査交渉部長)

農林水産省における現行(2020年度から5年間)の定員削減数は、2,820人から自律的再配置分815人を除いた2,005人であるが、最終年度となる2024年度の定員削減はどうか。

また、自律的再配置の活用は、どのように考えているのか。

(三宅秘書課人事企画官)

令和元年6月28日の内閣人事局長通知である「令和2年度から令和6年度までの定員合理化目標数について」において、「計画期間の各年度において、合理化目標数(業務改革に係るものを除く)の1/5の員数の定員を合理化する」とされており、令和6年度の定員合理化目標数は401人となる。

また、令和6年度における自律的再配置については、データ分析による農林水産統計の

利活用推進のための体制整備や国有林における業務課題に機動的に対応するための体制整備等により、119人の要求を行っている。

（関調査交渉部長）

定年の段階的引上げに伴い本年度末の定年退職者がいないなかで、2023年度の定員削減数は問題なく対応できる見込みなのか。早期退職の強要や強制的な人事異動とにならないよう求める。

（三宅秘書課人事企画官）

定年引上げの施行に伴い本年度末は定年退職者が発生しない年度となるが、事務・事業の効率化を図り、また、農林水産行政をめぐる諸課題に的確に対応するために必要な体制整備を図ることとしており、令和6年度の定員合理化数に対応できる見込みである。

早期退職の応募については、職員の自発的な意思に委ねられるもので、強要すべきでないと認識している。人事異動に当たっては、職務希望等調書をもとに、必要に応じて個別面談等を行いながら職員の意向を丁寧に把握し、適切に対応しているところである。

（関調査交渉部長）

内閣人事局が9月7日公表した「令和6年度定員要求について」では、農林水産省だけが、要求時点で減員数が時限増員及び特例定員を除く増員数を上回る要求となっている。今後も大幅な増員要求を行うことなくこのような状況が続けば、既存業務に加え、現在検討が進められている食料・農業・農村基本法の見直しに基づく新たな農林水産省行政に必要な定員を確保することは困難と考えるが、農林水産省としてどのような認識か。

また、現時点では次期定員合理化計画の動向は不明であるが、次期定員合理化計画の策定に対して、どのような対策を講じる考えなのか。

（三宅秘書課人事企画官）

内閣人事局の公表資料に記載の新規増員要求数には時限増員数は含まれておらず、これを加えると、当省の新規増員要求数は昨年同数の410人である。また、これらの要求とは別に、経済安全保障推進法の着実な実施に関する事項要求を行っており、農林水産行政をめぐる諸課題に的確に対応するため、当省として必要な定員を要求している。

また、現時点では次期定員合理化計画の動向は不明であるが、「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」等を踏まえつつ、今後の農林水産行政を的確に推進できる体制整備を図るため、内閣人事局へ働きかけていく考えである。

（関調査交渉部長）

定年引上げに伴って2024年度から措置される特例定員について、要求数はどのようになっているのか。

（三宅秘書課人事企画官）

国家公務員の定年引上げに伴う新規採用への影響を緩和するための特例定員については、349人の要求を行っており、新規採用者の確保に支障が生じない見込みの要求数となっている。

(関調査交渉部長)

農林水産省の定員事情が引き続き厳しいなか、地域拠点においてはフルタイム再任用を希望しても殆どが短時間再任用となっている。定年の段階的引上げが完成するまでの間は、暫定再任用制度での再任用となるが、職員の希望どおりのフルタイム再任用を配置するためどのように対応するのか。

(河南秘書課長)

フルタイム再任用の配置については、職員が培ってきた知識・経験を有効に生かせるよう、各県域・地域拠点における定年引上げ後の欠員状況を勘案しつつ、人事企画の中で他の人事と同様に、本人の希望や業務経験等を総合的に勘案しながら、雇用と年金の接続が確実に行われるよう対応してまいりたい。

(関調査交渉部長)

行政職(二)、医療職及び海事職について、希望どおりの再任用ができるのか。

(河南秘書課長)

令和5年度においては、行政職(二)職員6人、海事職(一)職員3人、海事職(二)職員1人のフルタイム再任用を実施したところであり、それぞれの職種の欠員状況、職員として業務経験を踏まえ、雇用と年金の接続が確実に図られるよう適切に実施してまいりたい。

(関調査交渉部長)

地方農政局、北海道農政事務所、県域・地域拠点についてである。

地方農政局は昨年から13人減の181人、北海道農政事務所は昨年より3人増の20人の増員要求となっている。日本産農産物・食品の輸出促進及び「みどりの食料システム戦略」などに係る現場段階での一段の取組促進を図るのであれば、現場の最前線で農家等と向き合う地方参事官室にも定員を配置すべきと考えるが、地方参事官室の増員も含まれているのか。

(横田地方課管理官)

地方農政局等の定員については、輸出促進やみどりの食料システム戦略の推進をはじめ、持続可能で強固な食料供給基盤の確立のための新たな農政展開に向け関係部局と連携しながら必要な要求を行っている。

(関調査交渉部長)

国営土地改良事業所等についてである。

次年度の事業所、建設所、支所の新設・閉鎖は、どのようになっているのか。

(山里農村振興局総務課長)

令和6年度に新たに2事業所のほか、土地改良調査管理事務所に新たに1支所の設置を要求しているところである。

他方、廃止事業所等は、3事業所及び6支所について廃止することとしており、これまで同様、事業所等の閉鎖が円滑に行えるよう対応してまいりたい。

(関調査交渉部長)

国営土地改良事業所等は、昨年より 13 人多い 23 人の要求数とはなっているが、災害対応を含めこの間の絶対的な人員不足を解消するのに十分な定員要求となっているのか。

(山里農村振興局総務課長)

国営土地改良事業所等については、持続可能で強固な食料供給基盤の確立に向け、老朽化施設の増加、近年の自然災害の頻発化・激甚化、農業の生産性向上等の課題に対応するため、施設の集約・再編や統廃合等によるストックの適正化、国営造成施設の権利保全対策、既存ダムの洪水調節機能強化、国営事業地区における農地の大区画化・汎用化の推進に必要な増員要求を行ったところであり、必要な定員が確保できるよう対応してまいりたい。

(関調査交渉部長)

植物防疫所及び動物検疫所についてである。

外国人旅行者が急増し水際対策の強化が求められるなか、植物防疫所は昨年より 9 人減の 12 人、動物検疫所においては昨年より 23 人減の 8 人と大幅に減少している理由は何か。また、外国人旅行者が急増するなかで、外国来郵便物の検疫強化及び国内防疫措置を含め、どのように体制整備を図る考えなのか。

(平中消費・安全局総務課長)

水際での検疫の確実な遂行に向けて、必要な業務量を精査の上、増員要求を行っているところである。

植物防疫所においては、リスク分析実施加速化のための体制強化や訪日外国人旅行者に対する輸入検疫業務の体制強化など、的確な業務遂行に向けて必要な業務量を踏まえ、体制整備を図ってまいりたい。

動物検疫所においては、旅客が持ち込む畜産物や郵便物によるアフリカ豚熱等の家畜伝染病の侵入防止や輸出促進に向けた体制強化、国内防疫措置への対応のため、それぞれ必要な体制整備を図ってまいりたい。

(関調査交渉部長)

本年 4 月の植物防疫法改正により、輸出植物等の 4 つの区分検査が登録検査機関でも行えることとなったが、植物防疫所の定員削減や新規増員への影響はないのか。昨年より増員要求が減少した要因の一つなのか。

(平中消費・安全局総務課長)

改正植物防疫法に基づき、国以外の機関による輸出検査が可能となったが、来年度の輸出検査件数が大幅に減少することは見込んでおらず、来年度の組織定員要求には影響はない。

(関調査交渉部長)

植物防疫所及び動物検疫所においては、定員枠があっても欠員や育児休業等の代替要員の確保もままならないケースも見受けられるが、2024 年度は確実な人員配置が行えるのか。

(平中消費・安全局総務課長)

人員に限られる中で、各所の業務執行体制、業務量等を勘案して配置しているところである。今後の人員配置についても、業務執行体制、業務量等を十分精査した上で、適切に対応するとともに、経験者採用の実施、代替要員の採用については獣医・畜産関係機関のウェブサイトへの掲載等を行うなどにより、欠員の解消に向け人員の確保に最大限努めてまいりたい。

また、引き続き業務量等を勘案しながら人員の調整や応援体制を維持できるよう努めてまいりたい。

(関調査交渉部長)

漁業調整事務所、船舶についてである。

漁業調整事務所は、昨年より2人少ない4人の要求となっているが、その理由は何か。取締時の安全を確保するため、これまでも用船における漁業監督官の複数乗船体制の確立を求めてきたところであるが、2024年度は確実な人員配置が行えるのか。

(河村水産庁漁政課長)

漁業調整事務所の的確な業務遂行に向けて必要な業務量を踏まえ、我が国漁船の安全な操業を確保するため必要な人員を要求している。

複数名の乗船体制の確立に向けて、引き続き適切な人員配置に努めてまいりたい。

(関調査交渉部長)

悪質・巧妙化する外国漁船に対する漁業取締時の安全確保のため、船舶職員（海事職）の確実な確保や欠員の早期解消が急務であるが、どのように体制整備を図っていくのか。また、乗組員が不測の事態に安心して下船することができるよう、十分な船舶予備員の増員要求を行っているのか。

(河村水産庁漁政課長)

船舶職員の欠員については、人事異動等により早期に解消するよう努めてまいりたい。

船舶予備員については、病気などにより欠員が生じた場合の交代要員として位置付けられ、その充実が必要なものと認識しており、これまで増隻の状況を踏まえ必要な人員を確保してきたところである。

病気等により下船者が発生した場合には、速やかに予備員を派遣するなど、できる限りの対応を行っており、今後とも、船の運航に支障が生じることのないよう対応してまいりたい。

(関調査交渉部長)

級別定数改定要求についてである。

行政職（一）の3級・4級・5級定数拡大、地方農政局専門職の4級・5級定数の拡大、行政職（二）の本省5級定数、地方農政局の4級定数の拡大、専門行政職の2級・3級・4級定数の拡大、などを要求してきたところである。また、地方農政局の組織再編により県域拠点も管区機関に位置付けられたが、級別定数の改定要求はどのようになっているのか。

なお、この間も行政職（二）の運用基準の緩和、海事職（一）及び（二）、医療

職（三）の昇格基準の緩和を求めてきたところである。これらの処遇改善が図られる級別定数改定となるよう、最大限の対応を要請する。

（河南秘書課長）

級別定数改定については、職員の処遇改善の観点から、行政職（一）は、年齢構成上多数の職員が偏在する4～6級の中位級を重点に要求した。地方農政局県域拠点においては、級別標準職務表上の管区機関としての位置付けや職責の高まり等を踏まえ定数拡大を、行政職（二）、専門行政職及び海事職についても、定数拡大を要求したところである。

なお、行政職（二）の運用基準、海事職及び医療職（三）の昇格基準に関し、弾力的な運用を行えるよう、引き続き人事院に要望してまいりたい。

（関調査交渉部長）

来年4月からは、定年の段階的引上げに伴う役降りが本格化するが、中堅若手職員との職務分担を踏まえた十分な要求となっているのか。また、中堅・若手職員の昇格に影響を生じさせない要求となっているのか。

（河南秘書課長）

定年の段階的引上げに伴い必要となる定年延長者に係るポストについては必要数を、また、級別定数については、中堅・若手職員の昇格に影響を生じさせない必要数を、それぞれ要求したところである。

（渡邊書記長）

予算概算要求及び組織・定員要求について、それぞれ説明いただいたが、今後は、査定省との間において厳しい折衝が予想される。

私たち全農林の組合員は、農林水産行政を円滑に遂行するため、あらゆる職場で、昼夜を分かたず懸命に努力しており、良い仕事をするためには労働環境の整備と持続可能な農林水産業の推進に必要な予算・定員の確保が重要である。私たち労働組合としても年末の政府決定までの間、農林水産省当局に改めて要請書を提出するとともに、政党に対する要請行動など、予算・定員の満額確保に向け各方面で様々な取組を展開していくこととしており、当局においても最大限の対応を求める。

最後に、ALPS処理水の海洋放出に伴う対応については、関係省庁との連携のもと進められるが、対応は長期におよぶことから漁業者の将来にわたる不安を拭い去り漁業を継続できるよう対応を求める。

（河南秘書課長）

本日は、令和6年度農林水産予算概算要求の概要、組織・定員要求等について意見交換させていただいた。各職場における業務運営上の課題については、職員からの意見等を踏まえ真摯に対応していきたい。

今後とも、食料安全保障の強化を始めとした農林水産業を取り巻く諸課題に的確に対応するために必要な予算、組織・定員の確保に努めるとともに、現場の取組をしっかりと後押しすべく、本省・地方機関が一体となって対応していくので、引き続き御協力願いたい。

（三宅秘書課人事企画官）

以上をもって、令和5年度第1回労使間意見交換会を終了する。

以 上